貯留についての一般注意事項

I 廃液と廃液の混合

廃液は同系別に区分して貯留するのが原則であるが、有害廃棄物の分類表中の「分別」欄内の系の ものは、混合によって危険な反応をしない場合、混ぜてもよい。混合による爆発、発火、危険ガスの 発生等は勿論のこと、2層になったり、沈殿ができたり、重合して固化することなども十分に注意す ること。

Ⅱ放流してもよい廃液

- 有害物を含まない酸・アルカリ (HC1, H2SO4, HNO3, NaOH, NH4OH等) の廃液は、 5%以下に希釈し、中和の上、さらに希釈して放流してよい。
- 2. 有害物を含まない水分95%以上の生分解性のもの(アルコール類,脂肪酸,糖類,アミノ酸,ペプチド,アセトン等)の廃液は放流してもよい。

Ⅲ総合安全衛生管理機構で扱わない廃棄物

- 1. 廃液物の分類の不備や内容物の不明なものは勿論であるが、以下のものも受け付けない。
 - 1) 放射性物質を含むもの
 - 2) 病原体の付着したもの及び医療廃棄物
 - 3) 爆発性物質を含むもの
 - 4) Be, Se, Te, Osやその化合物
 - 5) 猛毒物質(ニッケルカルボニル、アルキルアルミニウム等)
 - 6) PCB
 - 7) 発ガン性の強い物質
 - 8) 濃いエーテル類
 - 9) 固形廃試薬
 - 10) 実験用動物死骸
 - 11) その他、処理不能のもの(不燃性固形物)、有毒・危険性のあるものや「有害廃棄物の分類」 に該当しないもの
- 2. 易燃性ゴミ(紙くず,木くず,繊維くず,植物性残渣,厨房及び食堂残渣)は所定場所に飛散しないようにして保管すること。
 - なお、有害物質の付着したろ紙、薬包紙、ティッシュペーパー、ウエス、シリカゲル等は、別途 収集し総合安全衛生管理機構で処分する。
- 3. 不燃性ゴミ(金属くず,ガラスくず,灰類,がれき,土砂,セメントくず,空カン,空ビン等) は所定場所に分別した後、飛散しないようにして保管すること。
- 4. 使用済み乾電池、蛍光灯は指定された場所で保管すること。